

## 学校法人須磨学園 いじめ防止・対応基本方針

### 1 本校の方針

須磨学園は、時代の要請と社会の要求に応えることを目標とし、次の段階の教育を受けるに相応しい学力と人間性を兼ね備えた目的意識の高い生徒の育成を目指している。色々な人のあり方や価値観を認めていくこの時代の中で、自分以外の人たちとどのように関わり、繋がっていくのかをそれぞれに考えてもらうことが大切であると考えている。

学園として生徒が「なりたい自分」になるための教育活動に主体的に取り組み、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向けて「心の問題」に関する実態調査を行うなどいじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 基本的な考え方

いじめはすべての生徒に関係し、いつでも起こり得るものであるということを、すべての教職員が十分に認識する。このような認識のもと、いじめは人として決して許される行為ではないこと、いじめを受けた相手の立場になって考えることなどを日々の教育活動を通して生徒一人ひとりに十分理解させる必要がある。そのうえで、

### **早期発見 ⇒ 早期対応 ⇒ 断固たる措置**

を実践するために、以下の指導体制を構築し、学校全体でいじめ防止に取り組んでいく。

### 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

#### 《日常の指導体制》

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめ対応チームを中心に、生徒指導部、特別支援教育校内委員会（生徒相談部）、人権教育推進委員会、道徳良心平和教育部（MCP 教育部）、学年部、スクールカウンセラー等との連携を密に図りながら、学校全体でいじめ防止に取り組む。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒一人ひとりの小さな変化・サインを敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。さらに、「心の問題に関する生徒アンケート」を年2回実施する。

さらに、ネット上のいじめを防止するため情報科の教職員だけでなく、すべての教職員が情報モラルに関する指導力の向上に努める。

## 4 重大事態への対処

### ① 重大事態とは

- i いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ii いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合、また生徒・保護者から重大事態に相当するような申立があった場合には、適切な調査後、学校が重大事態と判断することがある。

### ② 重大事態への対応

学校が重大事態と判断した場合、直ちに、知事に報告するとともに、学校が主体となり、いじめ対応チームを中心に組織的に対応する。必要に応じて、専門的知識及び経験を有する第三者委員会を設置する。

## 5 その他の事項

この基本方針については、より実効的なものとなるよう、必要に応じて見直す。また、学園理事や育友会からの意見も取り入れる。

### I いじめ問題の理解

#### 1 いじめの定義

**第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

※ この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

※ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

参照 文部科学省 HP いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

## 2 基本認識

- ・「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりうる」

誰もが被害者にも加害者にもなり得る

- ・「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」

いじめられたとする生徒の気持ちを重視する

- ・「いじめは人として絶対に許されない」

人権や生命に関わる重大な問題である

## II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級、学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級、学校、部活動にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持つことが重要である。好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

### 1 教職員のスキルアップ

- ① 「いじめ」について正しく理解し、全教職員がそれぞれの部署で予防活動に努める。
- ② 気づき … 生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。そのためには何よりも平素のコミュニケーションを重んじ、場をともにすることが必要である。生徒通学時の友人関係が変化したことに気づく、生徒対応や個別指導は教室前の廊下で行う、積極的な声かけや挨拶の励行等

### 2 実態の把握（初期サインの見取り）

- ① 生徒及び保護者への意識調査や個別面談、心の問題アンケート結果、NETASKの結果を重視する。
- ② 各調査結果、面談時の様子から生徒のストレス面に対して高い感度で判断して対応する。

### 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育の実践

- ① 道徳授業を充実させる … 未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳授業を活用する。
- ② いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、人間性豊かな心を育む取り組みを実践する。… xyzT シートの活用、心の状態の確認作業から行動へ
- ③ 外部研修、海外研修、異文化交流からの学びを人権尊重に繋げる。

### Ⅲ 早期発見

#### 1 いじめの態様

##### ① 物理的いじめ

- i 暴力 … 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせる（遊ぶふりをする場合あり）
- ii たかり … 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要等
- iii 嫌がらせ … 持ち物を隠す、壊す、捨てる、落書きをする等

##### ② 心理的いじめ

- i 言葉 … 冷やかし、からかい、悪口、あだ名、脅し文句、悪い噂の流布
- ii 仲間外し … 複数での無視、避ける行為等
- iii 嫌がらせ … 睨む、ネット・SNS やメールによる誹謗中傷、画像流出等

#### 2 実態把握

- ① いじめ早期発見のためのチェックリストの活用
- ② 初期サインの見取り
- ③ 保護者・周囲からの情報把握
- ④ 心の問題に関する生徒アンケートからの抽出

#### 3 相談体制の整備

- ① 個別面談習慣の設定（学期に1回は実施）
- ② 生徒相談部との連携
- ③ 校内外の相談窓口の周知

#### 4 保護者との連携

- ① 保護者会、3者面談、学級懇談会の設定
- ② グループウェア（FirstClass）の活用

# いじめ早期発見のためのチェックリスト

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- クラスやグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

## いじめられている子

### ① 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が増える
- とくどき涙ぐんでいる
- 体調不良を訴え保健室へ行きたがる
- 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

### ② 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成のときに孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 教職員の近くにいたがる
- 職員室に用もなく頻繁にくる\*

③ 昼食時

- 毎日一人で食べている\*
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

④ 清掃時

- いつもゴミ捨て当番になる
- 一人で離れて掃除をしている

⑤ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きされる
- ロッカーが凹んでいる\*
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足に擦り傷がある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 制携帯をなくした\*

## いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌を取る
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉を使う
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け入れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

\*は本校独自

## IV 早期対応

### 1 いじめ対応の基本的流れ

(いじめ事案発生からの対応・いじめ対応フローチャートを参照)

- ① いじめを受けた生徒の立場に立って事象や状況を捉える。
  - ・ 生徒がいじめられていると感じたら、苦痛を申し出たら、いじめと理解して判断する。
- ② 希望的観測をしない。
  - ・ いじめは「すべての生徒に関係し、いつでも誰にでも起こりうるものである」という認識をもって、あらゆる予断や思い込みで判断せず、事実を正確に把握するように努める。
- ③ 固定観念や硬直したイメージにとらわれない。
  - ・ 「この生徒はいじめられるはずがない」「この生徒はいじめをするはずがない」との固定観念や先入観を持たず、事実を冷静に受け止めて対応する。

### 2 生徒対応（聴き取り時など）の注意点

- ① 個々のプライバシーに配慮しながら、状況の把握に努める。
- ② 話しやすい人や場所に配慮する。
- ③ 被害生徒には聴き取りとともに今のつらい気持ちを受け入れ、共感する姿勢を大切にする。
- ④ 具体的な事案内容を確認する。(されたこと・したこと・言われたこと・言ったこと)
- ⑤ 情報に食い違いが無いが、複数の教職員で確認しながら聴き取りを進める。1名は必ず記録を取る。
- ⑥ 生徒の個人情報については取り扱いを十分に注意する。

### 3 保護者対応の注意点

- ① 被害生徒の保護者には事実確認をしたその日のうちに情報を伝える。
- ② 学校の指導方針と今後の対応について明確に伝える。
- ③ 被害生徒の保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続的に保護者と連携をとりながら、解決に向かって取り組む姿勢を伝える。
- ⑤ 加害生徒の保護者には正確な事実関係を説明し、生徒の供述文を提示して理解を求める。
- ⑥ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方を一緒に考え、具体的助言をするなど連携を図り支援する。

参照 兵庫県教育委員会 HP いじめ対応マニュアル<改訂版>

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/ijimetaiou/manyuaru2908.pdf>

## V いじめ事案発生からの対応

### 1 初期対応（発見 → 情報収集 → 報告）

#### 事案発生くいじめの情報源>

・ 生徒や保護者からの訴え・心の問題アンケート等・教育相談・周囲からの情報・生徒間トラブル

#### 情報を得た教職員（学級担任・部活動顧問・授業担当・養護教諭）

##### ① 報告（第一報）

- 5W1Hに沿って、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのよう」にされた（した）のか明確に。必ず文書作成して残す。
- 報告1 … 該当者の学年部長・学級担任・学年生徒指導担当者へ報告

#### 生徒指導部・学級担任・学年指導担当者（被害者・加害者該当学年）

##### ② 事案内容報告・対象者への聞き取り → 結果報告

- 報告2 … 報告1を受けた学年教員は、その内容を生徒指導部長へ報告
- 生徒指導部長・学年部長の指示を受けて対象者（被害者側・加害者側）への聞き取り・口頭確認後、双方の供述をエビデンスとして記載させて残す。（日付、署名を忘れない）
- 面談にて双方の保護者に本件の状況を伝え、必要に応じて意向を確認
- 報告3 … 聞き取った事実を生徒指導部長・学年部長へ報告 → 指示があれば再確認・生徒指導部長・学年部長はまとめ資料を作成

#### 生徒指導部長・学年部長

##### ③ 聞き取り指示 ④ 管理職へ概要報告

- 事実調査段階で生徒指導部・学年部・学年指導担当者で確認作業を行う。
- 報告4 … 供述書とまとめ資料を用いて生徒指導部長・学年部長は理事長・副理事長・学園長、校長・副校長・教頭に報告（対面報告、電話連絡、FCメール）
- 管理職からの指示を受けて以降の対応を行う。  
（加害者、被害者、関係者への確認・保護者への説明等）

### 2 事案の全容確認・対応方針決定・役割分担した対応

#### 理事長・副理事長・学園長

#### 校長・副校長・教頭

報告4を受けて、校長は「いじめ防止対策委員会」開催を指示（招集・指揮）

- 校長・副校長・教頭を委員長としたメンバーでここまでの情報を共有  
〔構成員〕理事長、副理事長、学園長、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒相談部長、特別支援教育校内委員長、人権教育推進委員長、SC、対象学年教員
- 情報共有を踏まえて事案への対応・指導方針を協議決定する。
- 学校としてのいじめの認知 → 重大事態か否かの判断 → 必要に応じて第三者委員会設置

生徒指導部長・学年部長

生徒指導部・学級担任・学年指導担当者

いじめ対策委員会の対応方針にそって、被害生徒と保護者、加害生徒と保護者への対応

**【加害生徒への指導・対応、保護者への対応】**

- 行為の原因、背景の確認、言い分の確認  
→ 反省の気持ち、相手への思いは「反省文」として記載させる。
- 問題の理解、被害者の心情理解の指導 → 理解、反省の確認
- 調査結果（事実）の説明、学校の指導方針説明
- 相手への謝罪の意志、意向の確認
- 謝罪の機会 → 謝罪（立ち会い人の選定 記録と記録の保持）

**【被害生徒・保護者への対応】**

- 心情の確認 → 必要に応じて生徒相談部、SC との連携
- いじめの認知のもと、対応方針、調査結果の説明
- 今後の意向確認（加害生徒への要望、学校への要望を確認）
- 謝罪の機会受け入れ確認（加害生徒・保護者の謝罪の意志を伝え、謝罪に応じるか否か）
- 謝罪に応じる場合の対応（立ち会い人の選定 記録と記録の保持）
- 謝罪の場に応じた後の心情、意向の確認（相手の謝罪を受け入れられるか否か）
- 管理職へ報告 → 指示にそった事後対応

**3 加害生徒に対する学校処分決裁と承認 → 手続き（申し渡し）**

理事長・副理事長・学園長

校長・副校長・教頭

- 加害生徒がいじめ防止対策委員会の対応・指導に応じない場合は補導委員会の開催指示
- 被害生徒と保護者の意向、加害生徒の反省、問題の理解と今後の約束などを総合して決裁
- 加害生徒と保護者への学校処分申し渡しの指示
- 加害生徒と保護者への学校処分申し渡し（校長）

生徒指導部長・学年部長

生徒指導部・学級担任・学年指導担当者

- 被害生徒の継続的見守りと支援（定期面談・保護者への連絡）
- 生徒相談部・SC との情報共有
- 再発防止のための全体指導（学年集会開催・クラス全体への指導）
- 未然防止活動・研修（生徒：情報モラル研修、教員：いじめの理解・対応）
- 事故報告として職員会議での報告・情報共有（生徒指導部）・記録の整備、保存

**事案発生<いじめの情報源>**

・ 生徒や保護者からの訴え・心の問題アンケート等・教育相談・周囲からの情報・生徒間トラブル

**情報を得た教職員（学級担任・部活動顧問・授業担当・養護教諭）**

①第一報連絡

**生徒指導部・学級担任・学年指導担当者**

②事案内容報告 ↓ ↑ ③聞き取り指示

**生徒指導部長・学年部長**

④概要報告 ↓ ↑ 対応指示

理事長・副理事長・学園長

校長・副校長・教頭

加害生徒の  
処分協議

**補導委員会**  
(必要に応じて開催)

招集・指揮

**いじめ防止対策委員会**

[構成員]

理事長、副理事長、学園長、校長、副校長、教頭、生徒指導部長  
対称学年教員、生徒相談部長、SC、特別支援教育校内委員長  
人権教育推進委員長

事案詳細と聞き取り結果の報告

入手した情報の共有・共通理解

対応方針・指導方針の決定（いじめの認知）

重大事態としての認知・判断

対応班の編成（役割分担確認）  
(担任、顧問、学年教員、生徒指導部、  
生徒相談部、SC等)

報告

共通理解

**教職員（職員会議）**

報告

**兵庫県（県知事）**

調査依頼

**第三者委員会**  
(必要に応じて設置)

調査結果の回答

**関係機関との連携**  
(学校だけでは解決が困難な事例)

連絡・相談

**警察・こども家庭センター**  
(少年サポートセンター)

支援

**被害生徒と保護者対応**

- ・ 対応方針、調査結果の説明
- ・ 意向の確認  
(対学校・対加害生徒)
- ・ 謝罪の機会受け入れ確認
- ・ 謝罪の機会設定
- ・ 継続的な見守りと支援

**加害生徒と保護者対応**

- ・ 行為の原因、背景の確認
- ・ 被害者の心情理解の指導
- ・ 問題の理解と反省の指導  
→確認
- ・ 謝罪の意志確認
- ・ 特別指導、処分の申し渡し

**関係者・周囲への対応**

- ・ 収集した情報の再確認
- ・ 問題への関わりに応じた  
指導（傍観・同調姿勢）
- ・ 再発防止のための全体指導

**継続指導・経過観察**